

静岡県告示第186号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第2項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和元年7月30日

静岡県知事 川勝平太

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道 150号	牧之原市大沢字堤ヶ谷1009番の14から 牧之原市地頭方字鴻ノ巣ヶ谷504番の1まで 静岡市と焼津市の境から 焼津市八楠三丁目2008番地まで
一般国道 473号	島田市金谷猪土居字奥原3768番の7から 牧之原市大沢字堤ヶ谷1009番の14まで
県道 細江金谷線 (県道73号)	牧之原市坂口字坂口山 3603 番の 4 から 島田市金谷猪土居字奥原 3768 番の 7 まで
県道 焼津森線 (県道81号)	焼津市八楠三丁目 2008 番地から 藤枝市潮字宮塚 38 番の 1 まで
県道 裾野インター線 (県道82号)	裾野市御宿字小鍋沢上 1119 番の 14 から 裾野市御宿字小嵐 1710 番の 6 まで
県道 吉原田子浦港線 (県道172号)	富士市津田字加島道上 157 番の 9 から 富士市前田字川原 752 番の 14 まで
県道 富士停車場線 (県道174号)	富士市蓼原字上徳間312番の6から 富士市宮島字海道525番の1まで
県道 田子浦港富士インター線 (県道353号)	富士市津田字加島道上 156 番の 2 から 富士市伝法字杉ノ木2832番の10まで
県道 静岡空港線 (県道408号)	牧之原市坂口字坂口山 3603 番の 4 から 牧之原市坂口字坂口山 3520 番の 55 まで

2 指定する期日 令和元年7月31日

3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折の禁止

ア 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点（十字路、丁字路その他2以上の道路が交わる場合にお

ける当該2以上の道路の交わる部分をいう。以下同じ。)を左折して第三欄の道路に入ってはならない。

第一欄	第二欄	第三欄
県道田子浦港富士インター線	富士市永田町	富士市道田子浦伝法線

イ 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を右折して第三欄の道路に入ってはならない。

第一欄	第二欄	第三欄
富士市道田子浦伝法線	富士市永田町	県道田子浦港富士インター線

(2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。